

令和7年度答申第90号
令和8年3月9日

諮問番号 令和7年度諮問第143号（令和8年1月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法2条1項は、この法律において「賃金」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）11条に規定する賃金をいう旨規定し、同条は、この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの

のをいう旨規定する。

賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労基法24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、令和6年8月18日、退職した。

（退職証明書）

- (2) 処分庁は、令和7年3月17日、本件会社について、前記2（2）の認

定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（認定通知書）

（3）審査請求人は、令和7年4月24日、処分庁に対し、令和6年8月18日を基準退職日として、退職手当465万2897円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

（確認申請書）

（4）処分庁は、令和7年8月27日付けで、本件確認申請に対し、不確認通知書の事項欄に「⑧未払賃金の額（退職手当）」と記載した上で、理由欄に「申請者の退職時点で退職金規定がないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

（不確認通知書）

（5）審査請求人は、令和7年9月29日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

（6）審査庁は、令和8年1月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

退職時点で退職金規定がないためとの理由であるが、過去に退職金の支払があり、A労働基準監督署の調査で明らかであるが、処分庁が認めてくれなかったため、本件不確認処分の取消しを求める。

審査請求人は、CグループのD社に平成6年4月15日に入社し、同年7月1日、正社員として採用され、その時特定退職金共済制度に加入した。平成12年7月27日にE社に転籍し、退職金（注：特定退職金共済制度解約手当金）が審査請求人の口座に振り込まれたが、現金を会社が回収した。これまでグループ内で数回転籍したが、令和6年8月18日に退職し、精算されていない預けた退職金がある。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件不確認処分に対し、審査請求人は過去に退職金の支払があり、処分庁の調査で明らかである旨を主張していることから、本件不確認処分の適否、特に本件会社が退職手当の支払義務を負っているといえる退職金制度の存否、

具体的には退職金規程の有無とその運用の事実があったか否かについて判断する必要がある。

2 本件に関しては、以下の事実が認められる。

(1) 退職金規程の有無及びその内容について

ア 審査請求人から、E社及びそのグループ会社に係る「退職金規定」が提出されている。当該「退職金規定」の第26条（実施期日）には、「この規定は平成14年4月1日から実施する。」とあり、「改定」として、「平成17年6月1日 定年退職の一時金支給用件一部変更 中途退職一時金支給用件の一部変更 遺族一時金支給用件の一部変更」（原文ママ）と記載されており、平成17年6月1日時点では退職金規程の支給要件の見直しがなされていたことが認められる。また、審査請求人からは、本件会社に異動する際に受領したとする、令和4年9月26日付け書面の「お知らせ」が提出されているところ、当該書面には、「勤続年数は継続される為、有給休暇、退職金計算も変更はありません」との記載が認められる。

イ 本件会社から、令和6年9月30日、処分庁に対して就業規則の届出がなされた。当該就業規則には退職金に係る規程は認められず、その附則には「この規則は平成27年11月19日より実施する。」との記載がされていた。

ウ 本件会社の代表者である取締役（以下「本件取締役」という。）から、処分庁に対し、令和7年7月22日付けで提出された「上申書」には、要旨、審査請求人による退職金が未払であるとの主張は事実ではないとし、その理由として「経営危機により会社の存続が危ぶまれたため、令和5年1月11日、就業規則を変更して退職金規定を削除しました。」との記載が認められる。

また、「上申書」と共に、就業規則が提出されたが、当該就業規則には退職金に係る規程は認められず、その附則には「この規則は令和5年1月11日より実施する。」との記載がされていた。

この点について、本件会社の代理人弁護士（以下「本件代理人」という。）提出の「報告書」において、本件会社の経営状況を縷々述べる中で、「（中略）対象会社の存続自体が危ぶまれ、経営危機による雇用調整が予想されるなどといった状況に陥ったことから、2023年1月11日、従業員の過半数を代表するF氏の同意のもと就業規則を改定し、

退職金条項を削除することにより従業員の雇用を維持できるよう対処した。」とし、経営状態の悪化から雇用維持を優先することを理由に退職金規程を削除した旨の記載が認められた。

なお、上記アにある審査請求人提出書面の「お知らせ」について、本件取締役は、書面上、会社印及び代表者印の押印がなく、本件取締役の氏名の記載もされておらず、このような書面の存在は知らない旨を主張している。

(2) 退職金規程の運用について

ア 本件代理人から、処分庁に提出された「決算報告書」の損益計算書に計上された「当期製品製造原価」3554万1471円の内訳として「退職金」401万0495円が計上されている。しかし、「報告書」には、当該計上されている「退職金」は、令和4年12月に、退職労働者2名が本件会社に対して退職金請求訴訟を提起し、本件会社はその当時の顧問弁護士に当該事件の対応を依頼していたが、同弁護士が対応を失念し欠席したことにより、令和5年3月22日に敗訴判決を言い渡され、これにより同年4月17日に退職労働者2名が本件会社所有のパチンコ・スロット機を差し押さえるに至った旨の経緯が記載されている。

イ 以上のことから、当該決算報告書に計上されている「退職金」については、かかる民事裁判判決に基づき支払った金員であって、「製造原価」として計上されていた金員は、審査請求人が処分庁に提出した「退職金規定」に基づいて支給された退職金であったとの事実はないと評価した。

(3) 過去の退職金支払状況について

本件取締役は、本件会社が労働者に対して退職金を支払ったことは、上記(2)の一度の例外を除いて、一切ない旨を主張した。また、令和7年4月24日に録取された審査請求人の供述録取書をみると、「(中略)民事訴訟を起こされ、社長が不出頭のため、支払い命令が下されたこと、従業員側が粘り強く社長に請求した結果、5万円程のみ支払われたこと等です。」と述べており、過去に退職金が支給された事例について、上記(2)の事例以外には、本件取締役に対して粘り強く請求した結果、5万円程度の支払を得た事例が挙げられるもので、いずれも、退職金規程に基づいた金額の支払がなされたものとは理解し難く、グループ会社を含めて30年以上の勤務経験を有する審査請求人自身の記憶でも、このほかの事例が認められていない。

3 本件審査請求の論点は、上記1で記載したとおり、本件会社が退職手当の

支払義務を負っているといえる退職金制度の存否、具体的には退職金規程の有無とその運用の事実があったか否かについてである。

審査請求人は、本件会社の労働者にも適用されるものとして、E社及びそのグループ会社の就業規則のうち、「退職金規定」（平成14年4月1日施行、平成17年6月1日改定）の写しを処分庁に提出し、当該「退職金規定」に基づいた退職金の立替払を求めている。

処分庁は、要旨、①審査請求人が退職した令和6年8月18日時点では本件会社に退職金規程自体が存在していないこと、②唯一、本件会社が退職金として決算報告書に計上して支払った金員は、欠席裁判で敗訴した民事裁判判決に基づいたものであって、退職金規程による明確な支給条件に基づいたものとは認められないこと、③雇用契約書等、就業規則とは別に、労使間で退職金の支給条件が明確に定められた書面の提出は、どちらからもなされていないこと、④労使慣行として支給条件があらかじめ明確に定められた内容での退職金支払の事実が確認できないこと等を主張している。

この点について、上記2（1）及び（2）の事情に鑑みれば、審査請求人の退職日において、本件会社に退職金規程が存在していたといえる客観的事実は認められず、また、上記2（3）からして、実際に退職金規程に基づいて支払われた実績は見当たらず、退職金規程の運用の事実が認められない。加えて、退職金の支給条件が明確に定められた就業規則以外の書面や労使慣行による退職金支払の実績も認められない。

従って、本件会社が退職手当の支払義務を負っているといえる退職金制度が、審査請求人の退職時点に存在したとはいえず、本件不確認処分に違法又は不当な点は認められない。

- 4 上記のとおり、本件不確認処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

- 2 本件不確認処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件確認申請は、退職手当465万2897円が未払であることの確認を求めるものであるところ、本件不確認処分は、審査請求人の退職時点で退職金規定がないとして、不確認としたものである。

(2) 立替払の対象となる「賃金」は、労基法11条の賃金（賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの）であり、労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確である場合の退職手当は、労基法11条の賃金であると解されている（昭和22年9月13日付け発基第17号）。

そのため、本件会社が審査請求人に対し、退職手当支払義務を負っていたか否かを判断するに当たり、本件会社における退職金規程の有無等について、以下のとおり検討する。

(3) 退職金規程の有無及び内容等について

ア 本件会社から処分庁に届け出られている就業規則（令和6年9月30日届出。平成27年11月19日施行。以下「就業規則①」という。）には、第63条第2項に「会社は、社員が退職したときは、権利者の請求があつてから7日以内にそのものの権利に属する金品を返還する。ただし、退職金については社員退職金規定による。」との記載があるものの、退職金規程は届け出られておらず、この記載以外に退職金に係る定めはない。本件会社から処分庁に届け出られた就業規則は、就業規則①以外に存在せず、本件会社の労働者に適用される就業規則と確定できるのは、就業規則①のみである。

イ これに対して、審査請求人が提出した「退職金規定」（平成14年4月1日施行。平成17年6月1日改定。）には、第1条に「この規定による制度（以下「この制度」という。）は、E社及びそのグループ会社（以下「当社」という。）の従業員で退職した者またはその遺族に一時金の給付をし、退職後の生活の安定をはかることを目的とする。」との記載があるものの、当該「退職金規定」における「グループ会社」についての定義は見当たらないから、本件会社の労働者に当該「退職金規定」が適用されるか否か判然とせず、本件取締役も、本件会社には適用されない旨申し立てている（処理経過）。

この点について、審査請求人は、上記「退職金規定」と併せて、「お知らせ」と題する書面を提出し、同書面の「1. 意義目的」に「Cグループの再構築の一環として店舗運営法人であるB社で従業員の直接雇用を行う。」、「5. 内容」に「②勤続年数は継続される為、有給休暇、退職金計算も変更ありません」との記載があることを根拠に、上記「退職金規定」は、本件会社の労働者に適用されると申し立てている。

しかしながら、上記「お知らせ」には、会社印や代表者印の押印はなく、本件会社の代表者である本件取締役の氏名も記載されていないのであり、加えて、同人がかかる書面の存在を否定していることにも照らせば、上記「お知らせ」を根拠に、上記「退職金規定」が本件会社の労働者に適用されると認めることはできない。

ウ 上記アのとおり、処分庁に届出のある就業規則①の改定（施行）日は、平成27年11月19日であり、就業規則①の付属規程として、退職金規程が存在しないこと、本件取締役及び本件会社の元部長が退職金規程はなかったと説明している（処理経過）のに対し、審査請求人以外に退職金規程があったと述べる者が見当たらないことからすれば、本件会社に退職金規程があったとは認められない。

エ なお、就業規則（令和5年1月11日施行。以下「就業規則②」という。）は、本件確認申請後に令和7年7月22日付けの上申書と併せて本件代理人から提出されたものであって、労基法89条に基づいて届け出られたものではない。就業規則②の施行日は令和5年1月11日とされており、就業規則①が令和6年9月30日に届け出られていることとの関係は不明であるものの、そもそも就業規則②には退職金に係る定めも、退職金規程も存在しないから、就業規則②の存在は、上記ウの結論を左右するものではない。

オ 以上から、審査請求人の退職時に、本件会社に退職金規程が存在していたとは認められない。

（4）過去の退職金支払状況等について

ア 本件取締役は、本件会社が労働者に対して退職金を支払ったことは、一度の例外（民事訴訟で敗訴判決を受けたため支払ったもの。下記ウ参照）を除き一切ない旨申し立てる（処理経過）。

イ これに対して、審査請求人は、本件会社の退職金の支払について、「過去数人支払われたこともあるようです。私が知る限りでは、民事訴訟を起こされ、社長が不出頭のため、支払い命令が下されたこと、従業員側が粘り強く社長に請求した結果、5万円程のみ支払われたこと等です」と申し立てている（審査請求人供述録取書）。

ウ 本件代理人が処分庁に提出した報告書（令和7年3月3日付け）には、令和4年12月に本件会社の退職労働者2名が提起した退職金請求訴訟について、当時の顧問弁護士がその対応を失念し期日に欠席したこ

とから令和5年3月に敗訴判決を受け、同年4月には、当該退職労働者2名が本件会社所有のパチンコ・スロット機を差し押さえたという経緯が記載されており、本件会社の決算報告書（令和5年4月1日から令和6年3月31日までのもの）の製造原価報告書には、「退職金」として、401万0495円が計上されている。

上記「退職金」については、審査請求人の申立てに係る、民事訴訟を契機として支払われた退職金（上記イ参照）と同一のものと解されるところ、敗訴判決に基づき例外的に支払われた旨の本件取締役の申立てを覆す事情は存在しない。

そして、一件記録からは、上記「退職金」の支払以外に、本件会社が退職金を支払った事実は認められないから、本件会社において、退職金支給に係る慣行が存在したとは認められない。

エ 審査請求人は、平成12年7月27日に転籍した際に振り込まれた退職金が回収されたため、精算されていない退職金がある旨主張する。

しかしながら、当時の会社（D社又はE社と思われる。）が審査請求人から退職金を回収したことを裏付ける証拠書類は見当たらないし、そもそも両社は本件会社とは別法人であるから、審査請求人主張の金員が本件会社から審査請求人に対して支払われるべき退職金とは認められず、このほか、一件記録からは、退職金の支給条件が明確に定められた就業規則以外の書面が存在しているとも認められない。

(5) 上記(3)及び(4)から、本件会社が審査請求人に対し、退職手当支払義務を負っていたとは認められず、本件会社から審査請求人に対して支払われるべき退職金の未払があったとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	